

川崎市公告第1567号
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年12月15日

川崎市長 福田 紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテかわさき店
神奈川県川崎市幸区新明町1-44-1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社
代表取締役 笹田 賢一
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社ドン・キホーテ	代表取締役 吉田 直樹	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
株式会社 Coo&RIKU 東日本	代表取締役 小林 大史	東京都千代田区外神田4-14-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社ドン・キホーテ	代表取締役 鈴木 康介	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
株式会社 Coo&RIKU 東日本	代表取締役 小林 大史	東京都千代田区外神田4-14-1

4 変更の年月日

令和7年9月26日

5 変更する理由

小売業者を行う者の代表者変更のため

6 届出の年月日

令和7年12月3日

- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当（本庁舎 9 階）
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
令和 7 年 1 月 15 日から令和 8 年 4 月 15 日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- 9 法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から 4 月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先
令和 8 年 4 月 15 日
川崎市経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当